

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20250603	株式会社フィニティ(法人番号 3180001051542) 代表者服部義彦	愛知県名古屋市中熱田区六番二丁目10番16号	西浜営業所	愛知県海部郡飛鳥村西浜11番	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2	令和6年12月6日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
2	20250603	ヤマト運輸株式会社(法人番号 1010001092605) 代表者阿波誠一	東京都中央区銀座2丁目16番10号	羽島平方営業所	岐阜県羽島市江吉良町字村前2244・2245	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和6年10月29日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	10	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20250609	西尾梱包株式会社（法人番号 2180301022707）代表者 竹内清隆	愛知県西尾市徳次町宮廻5番地	岡崎営業所	愛知県岡崎市大平町字新寺2番地3.3番地3	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年7月4日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
4	20250620	株式会社東洋運輸（法人番号 1210001008292）代表者 大矢場貴史	福井県福井市原目町第6号18-1	本社営業所	福井県福井市原目町6字山下18-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項	令和6年10月10日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20250624	愛知陸運株式会社(法人番号5180001075515) 代表者山崎義雄	愛知県小牧市新小木3-20	小牧営業所	愛知県小牧市新小木3-20,22	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和7年4月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。